

# 大綱1 子育て支援の施策

## 大項目1. 子育て家庭への支援

### まちの 現況

近年、\*核家族化や近隣との人間関係の希薄さの進展から、子育て中の親が子育てに悩んだ際の相談や援助を求めることが難しい状況にあります。

平成17年国勢調査によると、町の総世帯数のうち18歳未満の子どものいる世帯は全体の35.5%を占めています。また、35～39歳の夫婦世帯の転入が増加傾向にあることともなって、今後は子どものいる世帯の増加が予測されるため、より一層の子育て世帯への支援が求められています。

本町では、保健センターや保育所（園）、児童館において、有資格者による子育てや家庭内問題に対する相談窓口を開設するとともに、広報などを通じ、情報提供に努めています。

また、乳幼児医療費や幼稚園就園費、ひとり親家庭等の医療費を給付し、子育て世帯への経済的支援を行っています。

### 今後の 課題

子育ての相談体制や学習機会の充実

子育て世帯に対する経済的な負担の軽減

誰もが安心して子育てできる環境づくり

### 基本的な 方針

夢や希望を持って、安心して子育てができるようさまざまな不安や経済的負担の軽減に努めます。

### 活動 目標

子育てに関する不安のないまちにするために。

子育て講座  
の参加者数

350人

5年間

480人

\*核家族：夫婦と未婚の子どもから成る家族のこと。

## 施策目標

町民満足度の向上を図ります。 ～アンケート調査（５段階）～

子育てのための  
支援・相談体制

2. 89pt

5年間

3. 40pt

## 基本計画

### （１）子育ての不安の軽減

#### ①相談体制や学習機会の充実

安心して子育てができるよう、地域の子育て経験者や保健センター、保育所（園）、幼稚園、児童館などを活用し、気軽に家庭教育に関する学習や相談のできる体制の充実を図ります。また、\*民生委員・児童委員や関係機関と連携し、適切な指導や支援に努めます。

#### ②母子保健の充実

母の健康管理を促進するとともに、リスクの早期把握と指導を徹底するため、妊娠届け時から一貫した母子健康システムの充実に努めます。

#### ③情報提供の充実

子育て機能の向上を図るため、\*NPOなどの行う相談サービスや、子どもの遊び場、\*小児科医療機関などといった、子育てに関するさまざまな情報を提供します。

### （２）子育ての経済的負担の軽減

#### ①乳幼児事業の充実

乳幼児にかかる医療費などの経済的負担を軽減するため、乳幼児事業の充実を図ります。

#### ②ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図るため、生活支援に努めるとともに、医療費支給事業などの充実を図ります。

#### ③就園・就学に対する支援

教育の機会均等の立場から、経済的に恵まれない幼児や児童、生徒に対し、幼稚園就園に関する負担の軽減や、小学校・中学校において必要な学用品などの支給に努めます。

### ● 0歳～19歳の人口推移（各年3月31日現在）（人）

資料：住民基本台帳及び外国人登録台帳（住民ほけん課）

|         | 平成 15 年 | 平成 16 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 0～ 4 歳  | 1,554   | 1,540   | 1,547   | 1,481   | 1,436   |
| 5～ 9 歳  | 1,772   | 1,843   | 1,792   | 1,789   | 1,752   |
| 10～14 歳 | 1,723   | 1,719   | 1,742   | 1,773   | 1,820   |
| 15～19 歳 | 1,909   | 1,887   | 1,817   | 1,730   | 1,673   |
| 20歳未満計  | 6,958   | 6,989   | 6,898   | 6,773   | 6,681   |
| 総人口     | 30,749  | 31,158  | 31,252  | 31,324  | 31,540  |

### ● 合計特殊出生率の推移（％）

資料：越谷保健所

|     | 平成 14 年 | 平成 15 年 | 平成 16 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 全 国 | 1.32    | 1.29    | 1.29    | 1.26    | 1.32    |
| 埼玉県 | 1.23    | 1.21    | 1.20    | 1.22    | 1.24    |
| 松伏町 | 1.16    | 1.16    | 1.13    | 1.27    | 1.00    |

\*民生委員・児童委員：民生委員法にもとづき、厚生労働大臣が委嘱している民間奉仕者。住民の生活状態の把握や支援を必要としている者への自立相談・助言、社会福祉事業者などとの連携・活動支援、福祉事務所その他関係行政機関への協力などを職務とする。

\*NPO：営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体（非営利組織）の総称で、「Non Profit Organization」の略。

# 大綱1 子育て支援の施策

## 大項目2. 子どもが健やかに育つ環境の整備

### まちの の 現況

国は少子化社会対策大綱において「若者の自立とたくましい子どもの育ち」「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」「子育ての新たな支え合いと連帯」の4つの重点課題を挙げています。また、地域の子育て支援についても、乳幼児だけでなく成長過程の全段階での子どもと子育てを大切にする取り組みを推進しています。

平成18年度の\*合計特殊出生率は、国や県の数値を大きく下回り、少子化の傾向が顕著に現れ、子どもが健やかに育つ環境整備が求められています。

保健センターでは、母子に対する健康相談や健診を行い、周辺の自治体や医師会などと協同して\*初期・二次小児救急医療体制を整えています。

保育所（園）で乳児保育や延長保育、一時保育、障がい児保育を実施し、また\*放課後児童クラブによる留守家庭児童の受け入れも行っています。子どもの居場所である児童館では、レクリエーションやイベントの開催など多くの事業を実施しています。

また、子どもたち自らが企画して子ども自身が楽しめるまちづくり「ミニまつぶし」を実施し、地域・世代間交流の機会の促進に努めています。

### 今後 の 課題

#### 心身ともに健康に育つ体制整備

### 基本 的な 方針

子どもを安心して育てることができるよう、母子保健・小児医療の充実を図ります。

保護者の育児と就労の両立を支援するとともに、多様な保育需要に対応するため、保育サービスの充実に努めます。

健全な育成環境を形成するため、子どもたちの自主的な活動を支援するとともに、家庭・学校・地域の連携を強化します。

\*合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、女性が一生の間に産む子どもの数の平均とされる。

\*初期・二次小児救急医療体制：初期救急医療体制とは、比較的軽症な救急患者の診療を担当する体制。市町村区域程度の地域を一次医療圏として、地区医師会が中心となり休日夜間における在宅当番医制などによる住民に身近な救急医療のこと。二次救急医療体制とは、初期救急医療施設では対応できない、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を担当する体制。

\*放課後児童クラブ：保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校低学年の児童を対象として、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供しその健全な育成を図るものをいう。

## 活動目標

子どもが健全に育つ環境が形成されたまちにするために。

保育所(園)  
定員

355人

5年間

375人

松伏町ジュニア  
リーダー登録者数

24人

5年間

30人

## 施策目標

町民満足度の向上を図ります。 ～アンケート調査（５段階）～

子どもが健全に  
育つ環境の整備

—

5年間

3.00pt

## 基本計画

### （１）母子保健・医療の充実

#### ①乳幼児健康診査の充実

病気の早期発見・早期治療、乳幼児の健康保持、増進を図るため、妊娠届け時から一貫した母子保健システムの充実に努めます。

#### ②小児救急医療体制の充実

関係医師会などと連携し、夜間診療や休日診療などの小児救急医療体制の充実に努めます。

### （２）仕事と子育ての両立支援の充実

#### ①保育内容の充実

保育ニーズの増大・多様化に対応するため、乳児保育や延長保育、一時保育、障がい児保育、子育て相談などを充実をさせるとともに、\*幼保一元化に努めます。

#### ②保育サポート体制の充実

母親の就労率が上昇する中で、仕事と育児の両立を支援するため、一時保育体制について、\*NPO法人や民間団体などとの連携強化に努めます。

#### ③留守家庭児童対策事業の充実

放課後に保護者が不在である家庭の児童の健全育成と多様な保育ニーズに対応するため、放課後児童クラブの充実を図ります。

### （３）育成環境の整備

#### ①子どもの居場所の充実

子どもが身近で安全に学び遊べるよう、公園や広場、児童館などの充実を図り、子どもの居場所づくりに努めます。

\*幼保一元化：保育園と幼稚園の互いの良さを活かし保育内容や施設の一体化を進めることで、より良い保育・教育を行うもの。

\*NPO：営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体（非営利組織）の総称で、「Non Profit Organization」の略。

## ②犯罪・非行防止環境の向上

子どもたちが心身ともに健やかに成長することができるよう、家庭・学校・地域や\*児童委員、関係機関との連携を強化します。

## (4) 権利の保障と社会参加の促進

### ①児童虐待の防止

児童の人権を守り、尊重するため、学校や児童相談所、警察などの関係機関、\*民生委員・児童委員と連携し、児童虐待の防止に努めます。

### ②青少年活動への支援

青少年がふれあいながら健やかに育つことができるよう、子ども会やスポーツ少年団、\*ジュニアリーダーなどの青少年の健全育成に関わる活動を支援します。

### ③地域における交流機会の提供

子育てが楽しくなるよう、子どもを持つ親どうしが気軽に話し合える機会や、多世代交流の機会の充実を図ります。



松伏町立第一保育所

\*児童委員：児童福祉法にもとづき、厚生労働大臣が委嘱している民間奉仕者。児童の生活環境の改善・福祉・保健など児童福祉に関する援助・指導を行う。民生委員を兼務する。

\*民生委員：民生委員法にもとづき、厚生労働大臣が委嘱している民間奉仕者。住民の生活状態の把握や支援を必要としている者への自立相談・助言、社会福祉事業者などとの連携・活動支援、福祉事務所その他関係行政機関への協力などを職務とする。児童委員を兼務する。

\*ジュニアリーダー：中学生から18歳までの男女が、主に小学生を対象とした事業を開催したり子ども会や青少年相談員などの団体が行う事業の補助を行ったりするボランティア団体のこと。

# ●保育所（園）の概況

資料：福祉健康課

| 年度   | 保育所（園）数 |    | 保育士数 | その他の職員数 | 園児数 |     |     |     |     |     |     |
|------|---------|----|------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|      | 町立      | 私立 |      |         | 総数  | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
| 平成14 | 1       | 2  | 34   | 15      | 271 | 15  | 28  | 46  | 49  | 62  | 71  |
| 平成15 | 1       | 2  | 36   | 15      | 276 | 15  | 30  | 43  | 65  | 58  | 65  |
| 平成16 | 1       | 3  | 51   | 21      | 314 | 15  | 38  | 50  | 68  | 74  | 69  |
| 平成17 | 1       | 3  | 55   | 19      | 322 | 18  | 29  | 52  | 70  | 76  | 77  |
| 平成18 | 1       | 4  | 58   | 29      | 366 | 15  | 53  | 63  | 69  | 85  | 81  |
| 平成19 | 1       | 4  | 55   | 38      | 362 | 19  | 45  | 64  | 80  | 72  | 82  |

# ●幼稚園の概況

資料：学校基本調査（教育総務課）

| 年度   | 園数 | 教員数 | 園児数 |     |     |     |     |     |
|------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|      |    |     | 総数  | 男   | 女   | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
| 平成14 | 3  | 24  | 407 | 192 | 215 | 59  | 165 | 183 |
| 平成15 | 3  | 23  | 398 | 187 | 211 | 58  | 168 | 172 |
| 平成16 | 3  | 27  | 382 | 183 | 199 | 53  | 162 | 167 |
| 平成17 | 3  | 27  | 391 | 190 | 201 | 61  | 160 | 170 |
| 平成18 | 3  | 25  | 376 | 204 | 172 | 71  | 144 | 161 |
| 平成19 | 3  | 27  | 374 | 188 | 186 | 69  | 158 | 147 |

# ●乳幼児健康診査の受診者数

資料：保健センター

| 年度   | 4か月健診 |      | 9か月健診 |      | 1歳6か月健診 |      | 3歳児健診 |      |
|------|-------|------|-------|------|---------|------|-------|------|
|      | 受診者数  | 受診率  | 受診者数  | 受診率  | 受診者数    | 受診率  | 受診者数  | 受診率  |
| 平成14 | 265   | 99.3 | 264   | 95.8 | 281     | 97.6 | 299   | 95.8 |
| 平成15 | 254   | 97.7 | 262   | 94.9 | 275     | 93.9 | 322   | 92.8 |
| 平成16 | 255   | 98.1 | 260   | 96.3 | 304     | 95.3 | 312   | 92.0 |
| 平成17 | 245   | 93.2 | 272   | 98.9 | 264     | 95.0 | 298   | 93.2 |
| 平成18 | 216   | 98.6 | 236   | 93.7 | 262     | 97.8 | 302   | 91.2 |
| 平成19 | 262   | 96.9 | 230   | 91.7 | 247     | 95.4 | 278   | 90.8 |

# 大綱1 子育て支援の施策

## 大項目3. 学校教育の充実

### まちの 現況

近年は地域社会での教育力の低下や、子どもたちが様々な体験をする機会の減少により、体力の低下や基本的な生活習慣の未確立、命を尊重する心や自尊心、自制心、規範意識などの低下が問題視されてきています。

国では、これから子どもたちに身に付けさせたい「\*生きる力」として、知識や技能に加え、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の3つの要素を挙げています。

本町では、各小中学校での特色ある教育活動推進事業や自主的に企画する社会体験チャレンジ事業、外国語の指導員を配置しての国際理解などの授業、体力アップに向けた取り組み、少人数制指導、学校給食を通じた栄養指導を行っています。

学校施設は災害時の避難場所として利用できるため、順次、\*耐震診断や耐震補強工事を行うとともに、老朽化にともなう施設改善や修繕などについても計画的に整備を進めています。

また、教職員に対しては、自己申告制度による資質やモラルの向上を図っています。

### 今後の 課題

#### 特色ある教育の実施

#### 地域全体で学校教育を支援する体制づくり

### 基本的な 方針

確かな基礎学力の定着や豊かな心を育成するため、魅力ある学校づくりを進めます。

心身ともに健やかな子どもの育成をめざし、体力の向上を図ります。

学習しやすい教育環境を整備するため、教職員の資質向上を図ります。

小学校への就学を円滑にするため、保育所（園）・幼稚園・小学校の連携を図ります。

地域に開かれた学校づくりを進めるため、家庭・地域との連携を強化するとともに、教育関連情報の提供や家庭に対する教育支援を行います。

\*生きる力：新学習指導要領で示されている、変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力のこと。

\*耐震診断：建築物の耐震性能が確保されているかどうかを診断すること。

## 活動目標

健やかな子どもを育成する学習環境を形成するために。

30 日以上の不登校児童・生徒数  
(1 学級あたり)

児童0.17人  
生徒0.7人

5 年間

児童0.05人  
生徒0.5人

体力診断テストで  
県平均を上回った  
種目数の割合

62%

5 年間

70%

町非常勤講師数

8人

5 年間

15人

教育月間を設定  
した学校数

0校

5 年間

5校

## 施策目標

町民満足度の向上を図ります。 ～アンケート調査（5段階）～

子どもが学習し  
やすい教育環境

2.89pt

5 年間

3.40pt

## 基本計画

### (1) 魅力ある教育の実施

#### ①確かな学力の定着

「生きる力」の一要素である「確かな学力」の定着を図るため、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、思考力や判断力、表現力などの育成に努めます。

#### ②豊かな心の育成

他人を思いやる心や美しいものに感動する心といった「豊かな人間性」を育むため、社会体験・自然体験など児童・生徒の発達段階や特性を考慮した事業の実施に努めます。

#### ③国際化・情報化教育の推進

国境を越えてお互いを理解し合える人間性を育むため、\*ALTなどを活用した外国語教育を展開し、異文化への理解やコミュニケーション能力の育成を図ります。

また、情報化社会に対応するため、教育用コンピュータの整備に努めるとともに、インターネットなどの利用をとおして、情報を正しく選択できる能力の育成に努めます。

\*ALT：外国人語学指導助手のことで、「Assistant Language Teacher」の略。中学校における日本人教師の外国語授業や、小学校における外国語会話を補助する。

#### ④特色ある学校づくり

「心豊かにたくましく生きる松伏の子の育成」をめざした学校づくりを進めるため、地域の特色を活かした教育活動を展開します。

### (2) 健やかな体づくり

#### ①健康な体や体力の育成

健康の保持・増進と体力の向上を促進するため、適切な運動と健康・安全についての理解をとおして運動に親しむ環境や能力を育てます。

#### ②保健・給食の充実

心と身体の健全な発達を促進するため、各種健康診断などを拡充するとともに、安全でおいしい給食の提供に努め、健全な食生活を実践することができるよう「\*食育」を推進します。また、不規則な食生活や偏食などによる肥満や貧血などを防ぐため、栄養指導による望ましい食習慣の形成に努めます。

### (3) 学習しやすい教育環境の充実

#### ①施設・設備の充実

安心・安全な学校づくりのため、耐震補強事業や大規模改修事業などを計画的に実施し、教育環境の改善に努めます。

#### ②教職員の充実配置

非常勤講師による\*ティームティーチングの充実を図り、特別に配慮を要する児童・生徒の支援など、一人ひとりに合ったきめ細やかな指導を実施します。

#### ③教職員研修の充実

子どもたち一人ひとりの可能性を大切にし、時代の変化や教育の課題に柔軟に対応できる能力の育成をめざして、教職員研修の充実を図ります。

#### ④学校運営の点検・評価の推進

教職員の資質の向上を図るため、\*学校評価の公開や\*外部評価の工夫改善を推進し、教職員の目標達成に対する意識を高めます。

### (4) 就学支援

#### ①地域・家庭との連携の推進

「地域の子どもは地域で育てる」という意識の醸成やその体制づくりを図るため、「小学校における学校応援団の組織づくり」など、学校と家庭、地域によるさまざまな形での連携を推進します。

また、地域住民の意見を学校運営に反映させるため、\*学校評議員制度の充実に努めます。

---

\*食育：健全な食生活や食文化の継承、健康の確保などを図るため、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習のこと。

\*ティームティーチング：複数の教師が授業をすすめる形態のこと。例えば、1人の教員が全体を指導している間に、もう1人の教員が個別指導を行うなどの方法がある。

\*学校評価：学校運営の改善と発展をめざすため、その教育活動などの成果を検証すること。

\*外部評価：学校評価において、保護者や地域住民などによって構成される「外部評価委員会」を置き評価を行うこと。

\*学校評議員制度：各学校の校長によって学区内から推薦された住民を、教育委員会が「学校評議員」として委嘱する制度のこと。委嘱された委員は、学校運営に対する助言などを行う。

## ②保育所（園）・幼稚園・小学校の連携

小学校への就学を円滑にするため、保育所（園）・幼稚園・小学校の連携を図り、子どもたちと教職員が交流を持つことによって、お互いに理解を深めることができるよう努めます。

## （５）地域に開かれた学校づくり

### ①教育相談体制の充実

いじめや不登校、進路問題、障がいのある子どもの就学など、子どもや保護者が抱える不安を解消するため、教育相談体制の充実を図ります。

### ②学校に関する情報提供の推進

「開かれた学校」をめざし、学校評価の結果や教育目標、教育課程、教育活動の状況などの情報を保護者や地域住民に対して積極的に提供するとともに、公開授業や学校行事への参加を呼びかけます。

## ●小学校の概況

資料：学校基本調査（教育総務課）

| 年度    | 学校数 | 学級数 | 児童数   |       |       | 教員数 |    |    | 教員1人当たりの児童数 |
|-------|-----|-----|-------|-------|-------|-----|----|----|-------------|
|       |     |     | 総数    | 男     | 女     | 総数  | 男  | 女  |             |
| 平成 14 | 3   | 63  | 2,072 | 1,080 | 992   | 86  | 31 | 55 | 24. 1       |
| 平成 15 | 3   | 62  | 2,109 | 1,104 | 1,005 | 86  | 33 | 53 | 24. 5       |
| 平成 16 | 3   | 65  | 2,172 | 1,127 | 1,045 | 89  | 33 | 56 | 24. 4       |
| 平成 17 | 3   | 65  | 2,183 | 1,129 | 1,054 | 92  | 31 | 61 | 23. 7       |
| 平成 18 | 3   | 66  | 2,174 | 1,105 | 1,069 | 92  | 32 | 60 | 23. 6       |
| 平成 19 | 3   | 67  | 2,156 | 1,084 | 1,072 | 94  | 30 | 64 | 22. 9       |

## ●中学校の概況

資料：学校基本調査（教育総務課）

| 年度    | 学校数 | 学級数 | 生徒数    |     |     | 教員数 |    |    | 教員1人当たりの生徒数 |
|-------|-----|-----|--------|-----|-----|-----|----|----|-------------|
|       |     |     | 総数     | 男   | 女   | 総数  | 男  | 女  |             |
| 平成 14 | 2   | 29  | 996    | 517 | 479 | 53  | 35 | 18 | 18. 8       |
| 平成 15 | 2   | 30  | 1, 009 | 532 | 477 | 56  | 37 | 19 | 18. 0       |
| 平成 16 | 2   | 29  | 958    | 507 | 451 | 56  | 37 | 19 | 17. 1       |
| 平成 17 | 2   | 29  | 955    | 495 | 460 | 54  | 38 | 16 | 17. 7       |
| 平成 18 | 2   | 30  | 976    | 499 | 477 | 55  | 37 | 18 | 17. 7       |
| 平成 19 | 2   | 30  | 1, 026 | 531 | 495 | 54  | 34 | 20 | 19. 0       |